とくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく 「独立 行政 法人 造幣局 における 障害 を 理由 とする 差別 の 解消 の 推 しん かん たいおうようりょう かいせいあん 進 に 関 する 対 応 要 領 (改正 案)」に 対 する 意 見 の 募集 について

いけんぽしゅう もくてき **I 意見 募集 の 目的**

2 意見 募集 の 対象

3 意見 提出 期間

いけんでいしゅつほうほう 4 意見 提出 方法

でいけん リゅう ぶ つっき かか 御意見 は、理由 を 付 して、次 に 掲 げるいずれかの 方法 により 提出 してください。なお、電話 での 受付 は 行 いませんので、御 了 承 願 います。

(1) 電子メールの 場合

「houmu※mint.go.jp」 った こください。

- ※ 迷惑メール 防止 のため、「@」を「※」と 表記 しております。 送信 の 際 には、「※」を「@」(半角)に 変更 してください。
- (2) 郵送の場合 (締切日 当日消印 有効)

〒530-0043 大阪市北区 天満 I-I-79

どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく そうむか あて独立 行政 法人 造幣局 総務課 宛

(3) ファクシミリの 場合 (締切日 必着)

ファクシミリ 番号:06-6351-6529 そうしんさき どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく そう むか あて 送信先:独立 行政 法人 造幣局 総務課 宛

5 注意 事項

- (2) 御意見 を 提出 していただく 場合 は、以下 の 事項 を 御記載 ください。 (様式 任意)

きさいじこう 【記載 事項】

- けんめい どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく ・件名 「独立 行政 法人 造幣局 における 障害 を 理由 とする 差別 の 解消 の 推進 に 関 する 対 応 要 領 (改正 案)に 関 する 意 見 」
- ・氏名 (法人の場合は、法人名及び連絡担当者名)
- ・ 年齢
- ・所属 等
- ・意見 (理由 も 含 め、御意見 が 5 0 0 字 を 超 える 場 合 、その 内容 の ^{***} 要旨 を 添付 してください。)
- (3) 電子メールの場合、メールの件名を「独立行政法人造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(改正教人)に関する意見」としてください。
- (4) 郵送の場合、封筒表面に「独立行政法人造幣局における障害を りゅう きべっかいしょう すいしん かん まいおうようりょう かいせいあん 理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(改正案)に関する意見」と朱書きしてください。
- (5) 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- (6) 施策 一般 に 関 する 御 意 見 や 他 省 庁・他 法人 の 対応 要領 案 に 関 する 御 意 見 は、この 意見 募集 の 対象 ではありません。
- (7)御意見 については、提出者 の 氏名 や 住所 等、個人 を 特定 できる 情報 を 除き、公表 させていただく 場合 がありますので、あらかじめ 御了承 ください。
- (8)個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。

とくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく 独立 行政 法人 造幣局 における 障害 を理由 とする 差別 の 解消 の 推進 $^{\hbar \lambda}$ する 対 応 要 領 (改正 案)の 概要 について

| 改正の趣旨

独立行政法人造幣局では、障害を理由とする差別の解消の推進に 関する基本方針(以下「基本方針」という。)に即して、独立行政法人 造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応 要領(以下「対応要領」という。)を制定しているが、今般、基本方針 が改正(令和5年3月 4日閣議決定)されたことから、対応要領に ついて所要の改正を行うもの。

2 主 な 改正 内容

- (I)「正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例」について4例を追加
- (2)「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考 えられる例」について3例を追加
- (3) 「合理的 配慮 に 該当 すると 考 えられる 物 理 的 環 境 への 配慮 の 例」について 3 例 を 追加
- (4) 「合理的 配慮 の 提供 義務 違反 に 該当 すると 考 えられる 例 」及 び 「 こうりてきはいりょ ていきょうぎ む いはん だいとう 合理的 配慮 の 提供 義務 違反 に 該当 しないと 考 えられる 例 」を 新 た に 追加
- (5) 車椅子、補助犬などの利用や介助者の同行などの利用を理由として 行われる不当な差別的取扱いについて、障害を理由とする不当な差別的取扱いに

3 施行日

nu h Ah がっ にち 令和6年4月1日